

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 募金・企業協賛推進要項

(趣旨)

第1条 この要綱は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会（以下、「国スポ・障スポ」という。）における募金及び企業協賛について、必要な事項を定めるものとする。

(募金の名称)

第2条 募金の名称は「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金」とし、愛称を「青のきらめき募金」とする。

(募金の対象者)

第3条 募金の対象者は、県内外の個人及び企業・団体とする。

(募金の種類)

第4条 募金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 個人募金
- (2) 職場募金
- (3) 企業・団体募金
- (4) 募金箱募金
- (5) その他の募金

(募金の募集期間)

第5条 募金の募集期間は、令和5年8月31日から令和8年10月31日までとする。

(寄附金の受入れ及び用途)

第6条 募金は、青森県または青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が受け入れ、「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金」（以下、「基金」という。）に積み立てるものとし、国スポ・障スポの県民運動やボランティア活動等の運営経費に充てるものとする。

(謝意表明)

第7条 一定額以上の寄附者に対しては、別に定めるところにより謝意表明を行うものとする。

(企業協賛の名称等)

第8条 企業協賛の名称は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ企業協賛」とする。

2 協賛金または物品を提供する企業・団体を「協賛企業」という。

(企業協賛の種類)

第9条 企業協賛の種類は、次のとおりとする。

(1) JAPAN GAMES パートナー

実行委員会に対して、1,000万円以上の協賛金（一部、物品協賛を含む）を提供する企業・団体

(2) オフィシャルスポンサー

実行委員会に対して、500万円以上1,000万円未満の協賛金（一部、物品協賛を含む）を提供する企業・団体

(3) オフィシャルサポーター

実行委員会に対して、100万円以上500万円未満の協賛金（一部、物品協賛を含む）を提供する企業・団体

(4) リージョナルスポンサー

実行委員会に対して、10万円以上100万円未満の協賛金（一部、物品協賛を含む）を提供する企業・団体

(5) オフィシャルサプライヤー

実行委員会に対して、実行委員会が必要と認めた100万円相当額以上の物品等（協賛金を含まない）を提供または貸与する企業・団体

(6) リージョナルサプライヤー

実行委員会に対して、実行委員会が必要と認めた10万円相当額以上100万円相当額未満の物品等（協賛金を含まない）を提供または貸与する企業・団体

(企業協賛の特典)

第10条 実行委員会は、企業協賛の対価として別表に定める特典を付与するものとする。

(企業協賛の募集期間)

第11条 協賛企業の募集期間は、原則として次のとおりとする。

(1) JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、リージョナルスポンサー

令和5年8月31日から令和8年3月31日まで

(2) オフィシャルサプライヤー、リージョナルサプライヤー

令和5年8月31日から大会終了まで

(協賛金の収納期間)

第12条 協賛金の収納期間は、原則として次のとおりとする。

(1) JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、リージョナルスポンサー

契約締結日から令和8年6月30日まで

(2) オフィシャルサプライヤー、リージョナルサプライヤー

契約締結日から大会終了まで

(協賛金等の受入れ及び使途)

第 13 条 協賛金等は実行委員会が受け入れ、協賛企業の広告を掲載した広報活動や大会の準備・運営に活用するものとする。

(協賛企業との契約)

第 14 条 実行委員会は、協賛企業と協賛金の支払い又は物品等の提供の時期及び特典内容等を明示した契約を締結する。

(補則)

第 15 条 実行委員会は、会場地市町村及び競技団体と協力して、募金活動を推進する。

2 会場地市町村(実行委員会等含む)及び競技団体が企業協賛制度を実施しようとする場合は、事前に実行委員会と協議を行うものとし、「青の煌めき」と類似する名称を使用しないものとする。

3 この要項に定めるもののほか、募金及び企業協賛の推進に必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和5年8月31日から施行する。

別表（第10条関係）

	特典の内容
JAPAN GAMES パートナー	<ul style="list-style-type: none"> ①「JAPAN GAMES パートナー」の呼称使用権 ②国民スポーツ大会標章の広告使用権及びマーチャンダイジング権 ③国スポ・障スポの愛称、マスコットのマーチャンダイジング権 ④国スポ・障スポの愛称、マスコット及びイメージソングの広告使用権 ⑤開・閉会式会場における物販・商談・PRブース出展権 ⑥開・閉会式会場内での自社製品・広告のサンプリング権 ⑦開・閉会式における協賛企業席の優先提供（提供数制限有り） ⑧役員懇談会参加権（参加人数制限有り） ⑨国スポ・障スポの各種PRイベントにおけるPRブース出展権 ⑩競技会場内におけるPR看板への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑪開・閉会式会場内におけるPR看板への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑫開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑬開・閉会式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑭国スポ・障スポ広報誌等への企業・団体名及びロゴ掲載 ⑮国スポ・障スポウェブサイトへの企業・団体名及びロゴ掲出並びにリンク設定 ⑯総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑰新聞・ラジオ・テレビ等への広告 ⑱ゼッケンスポンサー、ナンバーカードスポンサーに協賛できる権利
オフィシャル スポンサー	<ul style="list-style-type: none"> ①「オフィシャルスポンサー」の呼称使用権 ②国スポ・障スポの愛称、マスコットのマーチャンダイジング権 ③国スポ・障スポの愛称、マスコット及びイメージソングの広告使用権 ④開・閉会式会場におけるPRブース出展権 ⑤開・閉会式会場内での自社製品・広告のサンプリング権 ⑥開・閉会式における協賛企業席の優先提供（提供数制限有り） ⑦役員懇談会参加権（参加人数制限有り） ⑧国スポ・障スポの各種PRイベントにおけるPRブース出展権 ⑨開・閉会式会場内におけるPR看板への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑩開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑪開・閉会式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑫国スポ・障スポ広報誌等への企業・団体名及びロゴ掲載 ⑬国スポ・障スポウェブサイトへの企業・団体名及びロゴ掲出並びにリンク設定 ⑭総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑮新聞・ラジオ・テレビ等への広告
オフィシャル サポーター	<ul style="list-style-type: none"> ①「オフィシャルサポーター」の呼称使用権 ②国スポ・障スポの愛称、マスコットのマーチャンダイジング権 ③国スポ・障スポの愛称、マスコット及びイメージソングの広告使用権 ⑥開・閉会式における協賛企業席の優先提供（提供数制限有り） ⑦役員懇談会参加権（参加人数制限有り） ⑧国スポ・障スポの各種PRイベントにおけるPRブース出展権

	特典の内容
オフィシャルサポーター	<ul style="list-style-type: none"> ⑨開・閉会式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名及びロゴ掲出 ⑩国スポ・障スポウェブサイトへの企業・団体名及びロゴ掲出並びにリンク設定 ⑪総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載
リージョナルスポンサー	<ul style="list-style-type: none"> ①「リージョナルスポンサー」の呼称使用权 ②国スポ・障スポの愛称、マスコット及びイメージソングの広告使用权 ③開・閉会式における協賛企業席の優先提供（提供数制限有り） ④役員懇談会参加権（参加人数制限有り） ⑤国スポ・障スポの各種PRイベントにおけるPRブース出展権 ⑥開・閉会式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名掲出 ⑦国スポ・障スポウェブサイトへの企業・団体名掲出 ⑧総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名掲載
オフィシャルサプライヤー	<ul style="list-style-type: none"> ①「オフィシャルサプライヤー」の呼称使用权 ②国スポ・障スポの愛称、マスコット及びイメージソングの広告使用权 ③開・閉会式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名及びロゴ掲出 ④国スポ・障スポウェブサイトへの企業・団体名及びロゴ掲出並びにリンク設定 ⑤総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名及びロゴ掲載 ⑥提供物品への企業・団体名及びロゴ掲載（開・閉会式会場、市町村競技会場を除く）
リージョナルサプライヤー	<ul style="list-style-type: none"> ①「リージョナルサプライヤー」の呼称使用权 ②国スポ・障スポの愛称、マスコット及びイメージソングの広告使用权 ③国スポ・障スポウェブサイトへの企業・団体名掲出 ⑤総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名掲載 ⑥提供物品への企業・団体名及びロゴ掲載（開・閉会式会場、市町村競技会場を除く）

※ PR看板、総合プログラム等への広告掲載については、企業協賛の種類によって大きさ等が異なる。